破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７５号
佐賀県佐賀市大和町大字川上2634番地６
破産者　大野　正憲
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
福岡県田川郡福智町赤池371番地116
破産者　硲　磨利子
１　決定年月日　平成24年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目135番地５
破産者　三品　裕之
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０７号
埼玉県狭山市柏原3405番地の60　狭山ニュータウン81―３、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市原町10番２―301号　プランヴェール川口
破産者　島田　和雄
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
茨城県笠間市大古山611番地74
破産者　河崎　　巌
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番20―506号
破産者　富岡　明美
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６９号
北海道江別市野幌末広町39番地の５　オクタワーズ野幌イーストタワー203
破産者　松木　季也
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０６号
札幌市北区新琴似１条11丁目５番７号　パークハイツ102号
破産者　松田　義昭
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２０号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番20―506号
破産者　富岡　　誠
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７５号
北海道江別市大麻桜木町31番地の２　ノースドリーム弐番館202号
破産者　照井真由美
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２５号
札幌市南区藤野１条７丁目３番１号
破産者　垣原　利夫
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７２号
北海道旭川市宮下通18丁目1634番地の４　白菊マンション７号室
破産者　竹田　和三
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
山形市大字中野目1149番地31、開始決定時の住所山形市大字中野目299番地
破産者　石沢　辰雄
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
山形市花楯１丁目８番５号
破産者　石沢　辰治
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
山形県尾花沢市大字寺内2564番地37
破産者　吉澤　吉美
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０９号
山形県南陽市島貫613番地の２
破産者　長谷部耕一
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７０号
神奈川県大和市下鶴間2773番地１
破産者　藤森　宗則
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５号
愛知県豊川市大崎町野中74番地　ロジュマン102号、従前の住所愛知県豊川市上長山町六郎辻35番地
破産者　ビデオレンタルプリズムこと　長坂　光章
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２９１３号
大阪市中央区玉造２丁目15番16号　エルム小谷202号、開始決定時の住所大阪市天王寺区玉造本町８番14号
破産者　戸髙　悦子
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部